

(別記)

様式第1号(第3. 2. (1)関係)

廿日市市 福祉センターの団体登録について

「市内の保健・福祉団体(※1)」又は「市内の公共的団体(※2)」として、あらかじめ市に登録すると、「健康の増進又は福祉の向上」を目的として、廿日市市内の福祉センター施設を使用する場合(目的内使用)、無料で使用することができます。

登録を希望する団体は、次の手続きを行ってください。

ただし、市の審査結果によって、登録が承認されない場合があります。

※1 保健・福祉団体とは、次の団体をいいます

- | |
|---|
| ア 健康増進のために公共的な事業を実施する団体(スポーツ、レクリエーションなどを通じて健康増進を図る団体で、私的活動を主として行う団体を除く) |
| イ 高齢者(65歳以上)が主体となって構成される団体、高齢者の福祉の向上を目的とする団体 |
| ウ 障害がある人が主体となって構成される団体、障害がある人の福祉の向上を目的とする団体 |
| エ 児童(18歳未満)が主体となって構成される団体、児童の福祉の向上を目的とする団体 |
| オ その他保健・福祉事業を推進する団体
(例) ボランティア団体など |

※2 公共的団体とは、次の団体をいいます

- | |
|--|
| ア 法令に基づく公共的団体
(例) 社会福祉協議会、農業協同組合、商工会など |
| イ 法令に基づかない公共的団体
(例) 医師会、献血推進協議会、コミュニティ推進協議会など |

※ 登録を受けることができる団体は、主たる事務局が市内にあり、市内在住者が主体となって構成される団体に限ります

1 対象施設

- ・廿日市市総合健康福祉センター(山崎本社 みんなのあいプラザ)
- ・廿日市市吉和福祉センター(すこやかプラザ)
- ・廿日市市宮島福祉センター

2 登録方法

- (1) 廿日市市福祉センター団体登録申請書を市に提出してください。提出の際に、団体規約、団体名簿、事業計画書・報告書、収支予算書・決算書などを添付してください。
- (2) 市で審査を行い、承認決定通知書または不承認決定通知書を送付します。
- (3) 登録の有効期間は、令和9年3月31日までです。有効期間の満了の際は、年度末に市から更新に関する申請書類を送付します。

3 団体登録に関する問い合わせ・申請書などの提出先

- ・廿日市市健康福祉部健康福祉総務課 電話:0829-30-9151 FAX:0829-20-1611
- ・吉和支所市民福祉係 電話:0829-77-2113 FAX:0829-77-2078
- ・宮島支所市民福祉係 電話:0829-44-2001 FAX:0829-44-2196

※施設利用に関することは、各福祉センター受付窓口にお問い合わせください

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。